

## 長久手市学区適正化検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 長久手市立小学校及び中学校の通学区域の在り方等を検討するため、長久手市学区適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、必要に応じて、学校の通学区域の在り方の基本的な考え方について調査、検討し教育長に提言する。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校のPTA代表者
- (3) 自治会連合会・区長会の代表者
- (4) 市立学校の代表者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の提言を行う日までとする。

2 委員が、前条2項各号に該当しなくなった場合は、その職を失うものとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に開かれる検討委員会の会議は、教育長が招集する。

2 委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (作業部会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を設けることができる。

2 作業部会は、委員長が指名する委員で組織する。

**(意見の聴取)**

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

**(委員報償費)**

第9条 委員に対する謝礼は、1日につき7,300円とする。

**(庶務)**

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

**(雑則)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月 4日から施行する。